

帰還困難区域（富岡町）所在の建物を所有している申立人について、同建物が平成23年1月に完成し、同年3月4日に建物保存登記を完了したという事情に鑑み、建物の請負代金及び諸費用の全額が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（期間の記載がある項目に関しては当該期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- | | | |
|------|---|--|
| 損害項目 | ア | 別紙物件目録1記載の土地に係る財物損害
金90万2698円 |
| | イ | 別紙物件目録2記載の土地に係る財物損害
金736万8533円 |
| | ウ | 別紙物件目録3記載の建物に係る財物損害
金2822万2355円 |
| | エ | 別紙物件目録1及び2の各土地並びに同目録3の建物に付随する構築物・庭木に係る財物損害
金368万5836円 |

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目についての和解金として、金4017万9422円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 確認条項

- 1 申立人及び被申立人は、第1項の各財物について、賠償金の支払にかかわらず、所有権は移転しないことを相互に確認する。
- 2 申立人及び被申立人は、第1項記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年5月30日

（別紙物件目録省略）

（仲介委員 勝部浜子）